

報告第 12 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号））の件

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 16 日 提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

記

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 2 号）の件

令和２年度貝塚市一般会計補正予算（第２号）の件

令和２年度貝塚市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，９６１，５２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４，４９１，６２３千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和２年４月３０日処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,525,642	8,790,529	15,316,171
	2. 国庫補助金	767,927	8,790,529	9,558,456
18. 繰入金		1,922,441	171,000	2,093,441
	1. 基金繰入金	1,917,670	171,000	2,088,670
歳	入	合	計	
		35,530,094	8,961,529	44,491,623

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,941,232	8,670,339	12,611,571
	1. 総務管理費	3,230,645	8,670,339	11,900,984
3. 民生費		16,243,768	120,190	16,363,958
	2. 児童福祉費	6,712,847	120,190	6,833,037
7. 商工費		308,247	171,000	479,247
	1. 商工費	308,247	171,000	479,247
歳 出 合 計		35,530,094	8,961,529	44,491,623